

C S F ・ A S F 対策について

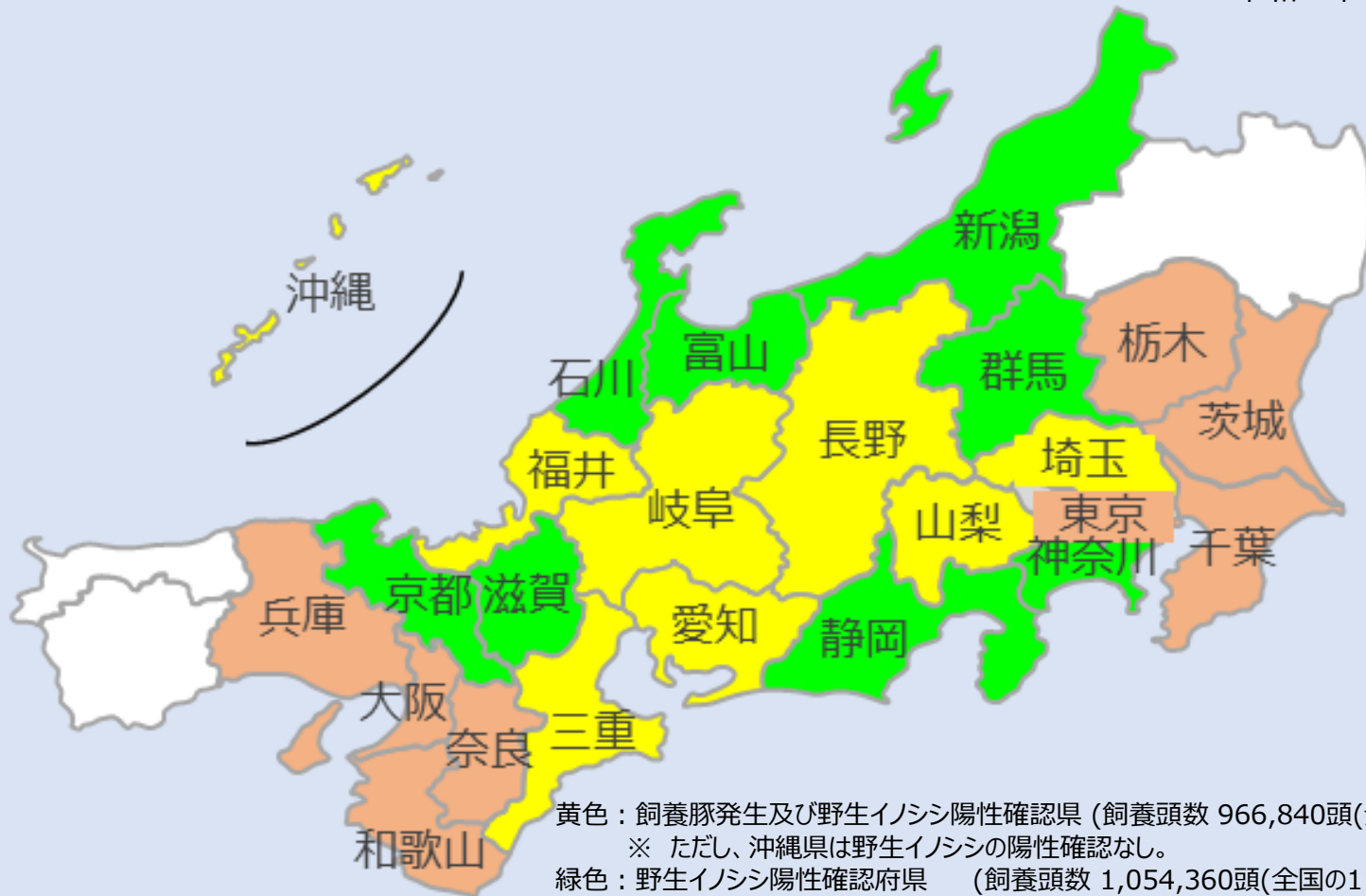
○ C S F（豚熱）の国内発生状況	・・・ 1
○ C S F ワクチン接種状況	・・・ 2
○ 野生イノシシ対策	・・・ 3
○ A S F（アフリカ豚熱）の世界発生状況	・・・ 4
○ C S F ・ A S F の発生予防・まん延防止への対応	・・・ 5
○ 法改正に伴う強化	・・・ 6
○ 法改正に伴う特定家畜伝染病防疫指針の改正	・・・ 10

令和 2 年 6 月
消費・安全局動物衛生課

CSF（豚熱）の国内発生状況

- 平成30年9月、岐阜県岐阜市の養豚場において26年ぶりに発生。令和2年3月までに58例の発生を確認。
- 飼養豚では、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県及び沖縄県の計8県で発生。
- これまで、約16.6万頭を殺処分。
- 野生イノシシのCSF陽性が確認されたのは、上記の8県のうち沖縄県を除く7県に加え、富山県、石川県、滋賀県、群馬県、静岡県、京都府及び神奈川県、茨城県、千葉県、栃木県、東京都の14府県で、計1府14県。

令和2年6月11日現在



C S F ワクチン接種状況

- 令和元年10月15日に防疫指針を変更し、飼養豚への予防的ワクチン接種を可能とした。
- 同指針に基づき、野生イノシシ感染地域と畜産業や養豚業の関係性の強さや、飼養衛生管理の徹底のみでは豚等における感染防止が困難と認められた24都府県をワクチン接種推奨地域に設定（令和2年6月時点）。
- 都道府県が作成し、農水省が確認したプログラムに基づいて、都道府県によるワクチン接種。

	プログラム上の 接種予定頭数	接種頭数	進捗
茨城県	367戸、311,498頭	367戸、311,498頭	終了
栃木県	140戸、297,748頭	140戸、297,748頭	終了
群馬県	259戸、460,765頭	259戸、460,765頭	終了
埼玉県	125戸、77,751頭	125戸、77,751頭	終了
千葉県	399戸、611,388頭	351戸、396,592頭	6月中終了予定
東京都	10戸、2,047頭	10戸、2,047頭	終了
神奈川県	73戸、52,699頭	73戸、52,699頭	終了
新潟県	111戸、116,080頭	111戸、116,080頭	終了
富山県	21戸、20,637頭	21戸、20,637頭	終了
石川県	18戸、16,544頭	18戸、16,544頭	終了
福井県	5戸、1,247頭	5戸、1,247頭	終了
長野県	77戸、48,493頭	77戸、48,493頭	終了
岐阜県	31戸、39,888頭	31戸、39,888頭	終了
愛知県	199戸、199,236頭	199戸、199,236頭	終了
三重県	74戸、88,901頭	74戸、88,901頭	終了
滋賀県	12戸、3,148頭	12戸、3,148頭	終了
静岡県	128戸、79,015頭	128戸、79,015頭	終了
山梨県	28戸、11,792頭	28戸、11,792頭	終了
京都府	43戸、7,237頭	43戸、7,237頭	終了
大阪府	23戸、2,830頭	3戸、2,437頭	6月中終了予定
兵庫県	58戸、17,729頭	6/15開始予定	7月中終了予定
奈良県	17戸、3,857頭	17戸、3,857頭	終了
和歌山県	32戸、2,156頭	18戸、1,986頭	6月中終了予定
沖縄県	230戸、238,508頭	196戸、171,822頭	6月中終了予定

令和2年6月11日時点

野生イノシシ対策

- ・ 野生イノシシの感染確認区域の拡大防止を徹底するため、関係省庁が連携し、以下の対策を着実に実施。

取組の内容

(1) 捕獲の強化

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、農場周辺や野生イノシシの感染区域等を、捕獲重点エリアに設定し、野生イノシシの捕獲を強化。
- 銃猟やICT罾等の活用による効果的な捕獲の実施。
- イノシシ感染地域の周辺県でのサーベイランスの強化。

(2) 経口ワクチン散布

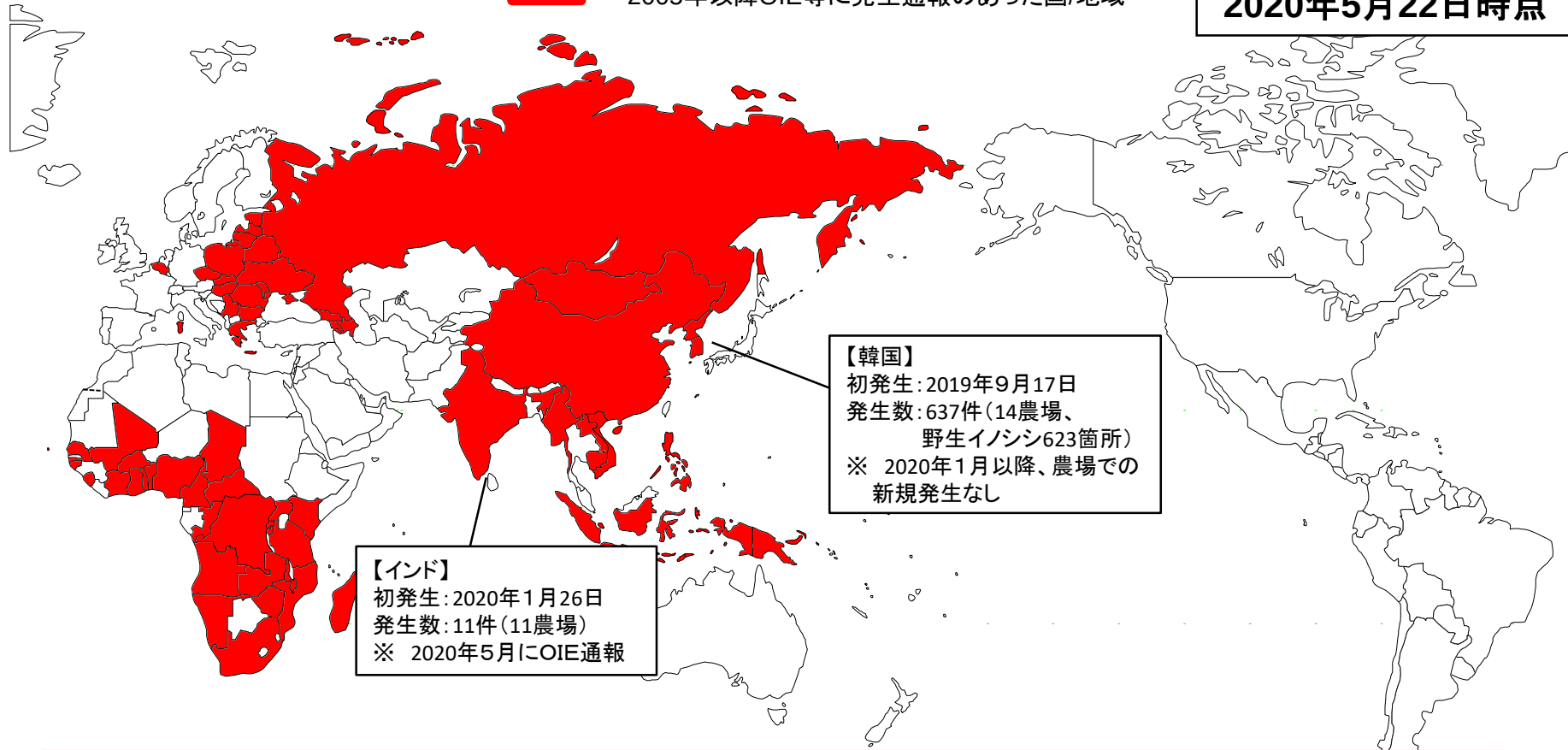
- 2019年3月以降、経口ワクチン散布を実施。東日本・西日本に、重点的にワクチンを散布する広域的な防疫帯を構築。防疫帯内でも、ウイルス濃度低減のための散布を継続。
- 野生イノシシの感染が確認された地点等に応じて、散布エリアを見直し。
- 4月以降の春期散布においては、計18都府県で、約30万個のワクチンを散布予定。



ASF（アフリカ豚熱）の世界発生状況

■ = 2005年以降OIE等へ発生通報のあった国/地域

2020年5月22日時点



【韓国】
初発生：2019年9月17日
発生数：637件（14農場、
野生イノシシ623箇所）
※ 2020年1月以降、農場での
新規発生なし

【インド】
初発生：2020年1月26日
発生数：11件（11農場）
※ 2020年5月にOIE通報

アフリカ(30カ国)

アンゴラ
ベナン
ブルキナファソ
ブルンジ
カメルーン
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コンゴ民主共和国

コンゴ共和国
コートジボワール
ガーナ
ギニアビサウ
ケニア
マダガスカル
マラウイ
モーリシャス
モザンビーク
ナミビア

ナイジェリア
ルワンダ
セネガル
南アフリカ
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア
ジンバブエ
マリ
シエラレオネ

アジア(13カ国・地域)

中国
モンゴル
ベトナム
カンボジア
香港
北朝鮮
ラオス
ミャンマー
フィリピン
韓国
東ティモール
インドネシア
インド

ヨーロッパ(20カ国)

アルメニア
アゼルバイジャン
ジョージア
イタリア（サルジニア島に限る）
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ
リトアニア
ポーランド

オセアニア(1カ国)

パプアニューギニア

ラトビア
エストニア
モルドバ
チェコ※
ルーマニア
ハンガリー
ブルガリア
ベルギー
スロバキア
セルビア
ギリシャ

※チェコ：2019年4月19日に清浄化を宣言

これまでの取組

○野生イノシシ対策

- ・捕獲の強化(24都府県)
- ・CSF経口ワクチン散布(18都府県)

○感受性動物対策

- ・CSF予防的ワクチン接種
(24都府県をワクチン接種推奨地域に設定)

○感染経路遮断対策

- ・豚舎出入りの消毒、衣服の着替えの徹底
- ・野生動物進入防護柵の設置
- ・エコフィードの加熱の厳格化 等

○水際対策の強化(危機管理監の下で各省連携の枠組)

- ・広報活動の強化
- ・畜産物の持込みの取締
- ・航空機等の食品残渣の適切処理の指導 等

法改正に伴う強化

○野生動物の家畜伝染病まん延防止措置を法定化

- ・野生動物における浸潤調査
- ・CSF経口ワクチン散布

○ASF発生時の予防的殺処分(※)を規定

(議員立法により1月30日国会成立、2月5日公布・施行)

- ※ASFが発生した場合に周辺農場の豚も強制的に殺処分
- ・対象疾病にASF追加

○家畜の所有者・国・都道府県・市町村・ 関連事業者の責務の明確化

○飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の 拡充

- ・農場に飼養衛生管理に係る責任者を選任
- ・飼養衛生管理の指導等指針(国策定)、
指導等計画(都道府県策定)の制度を創設
- ・飼養衛生管理基準の遵守について、都道府県知事
が指導・助言を経ずに勧告・命令を可能に
- ・飼養衛生管理基準の見直しと罰則強化 等

○家畜防疫官の権限等の強化

- ・出入国者に対する質問・検査の権限を措置
- ・輸出入検疫に係る罰則を強化 等

法改正に伴う強化（① A S F 発生時の予防的殺処分）

背景・趣旨

- 平成30年 8 月の中国での発生以降、アジア地域において、
A S F（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっている。

法改正に伴う強化

【施行済み】

- 予防的殺処分（※）の**対象疾病に A S F を追加**。
- 野生動物で A S F の感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

- ※ A S F が発生した場合に、周辺農場の豚について、感染が確認されていなくても強制的に殺処分。
- ※ 改正前の対象疾病は、口蹄疫のみ。

★ 議員立法により、1月30日国会成立（全会一致）、2月5日公布・施行

防疫指針における細則

- 農林水産大臣が、野生イノシシの生息状況や、周辺農場数などの環境要因等を考慮して、
**原則として、発生農場又は陽性となった野生イノシシを確保した地点等を中心とした
半径500mから 3 km以内**の区域の中で、実施範囲を決定。

法改正に伴う強化（②国・都道府県・市町村等の役割の明確化、協議会の設置）

背景・趣旨

- 現行の家畜伝染病予防法では、国や都道府県、家畜の所有者などが講ずべき具体的な措置について規定されていたが、**それぞれの役割や趣旨が必ずしも明らかではなかった。**

法改正に伴う強化

【施行済み】

- 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の**責務規定**を総則にまとめて規定。
- 国及び地方公共団体の責務として、**協議会の開催等**により、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に関する施策の実施について**相互に連携**することを明文化。

飼養衛生管理指導等指針における運用

【令和3年4月施行】

- 関係都道府県及び国は、農政局等の地域ブロックごとに**ブロック協議会**を組織し、
 - ① 平常時には、国内外での疾病の発生状況、最新の科学的知見等を共有
 - ② 家畜伝染病の発生時には、人員及び資材の融通、県境域の消毒ポイントの運営等を協議
- 都道府県は、管内の市町村と連携し、**都道府県協議会**を組織し、
 - ① 平常時には、飼養衛生管理の現況、埋却地の確保等について協議
 - ② 家畜伝染病の発生時には、人員及び資材の融通、防疫措置に係る相互連携等を協議

法改正に伴う強化（③飼養衛生管理の徹底）

背景・趣旨

- C S F の発生事例の教訓から、防疫措置の基本である、農場における飼養衛生管理を徹底して、家畜伝染病の発生を予防することが重要。
- 一方、飼養衛生管理基準の遵守の指導等に係る対応が、都道府県ごとにバラつきがあった。

法改正に伴う強化

【原則令和2年7月施行】

- 飼養衛生管理に係る責任者の新設
- 飼養衛生管理指導等指針（国）、飼養衛生管理指導等計画（都道府県）の新設
【令和3年4月施行】
- 都道府県知事が、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置
- 飼養衛生管理に関する罰則強化（命令に従わない場合、罰金30万円→100万円）

飼養衛生管理基準の主な改正内容

【豚：原則令和2年7月施行】

【豚以外：原則令和2年10月施行】

- 飼養衛生管理マニュアルの作成【豚：令和3年4月施行】【豚以外：令和4年2月施行】
- 豚舎出入りの消毒、衣服の着替えの徹底
- 野生動物侵入防護柵、防鳥ネットの設置【令和3年11月施行】
- エコフィードの加熱の厳格化【令和3年4月施行】 等

法改正に伴う強化（④水際の強化）

背景・趣旨

- 平成30年8月の中国でのA S F発生以降、アジアにおいて、13ヶ国・地域に発生が拡大。
- 中国・ベトナムから日本に持ち込まれた肉製品88件から、A S Fウイルスの遺伝子を検出。
- このように、**A S Fの我が国への侵入脅威**が高まっているため、**水際対策を強化**し、家畜伝染病の侵入防止を徹底する必要。

法改正に伴う強化

【令和2年7月施行】

- 出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を、**家畜防疫官が質問・検査**できるよう措置。
- 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、**家畜防疫官が廃棄**できるよう措置。
- 輸出入検疫に関する**罰則を強化**。
（輸入検査を受けない場合の罰金100万円→300万円（個人）、5000万円（法人））

運用面での対応強化

- 関係省庁の連携を強化（平成31年4月関係省庁申合せ（令和元年12月改訂））
 - ① 相手国内での**情報発信**、航空会社への情報提供・機内アナウンス等の依頼
 - ② 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（**違反者情報のデータベース化等**）
 - ③ **税関申告書の様式**の変更
- **検疫探知犬**の増頭（令和2年4月には53頭、7月に96頭、年度末には140頭体制）

等

1 口蹄疫

- ① **野生動物**で陽性が確認された場合のまん延防止の章を新設するとともに、
野生動物対策として通行制限・遮断、移動制限区域の設定、消毒ポイントの設定を追加
- ② 関連事業者の責務を追加
- ③ 予防的殺処分を実施する場合の範囲を規定→**半径500m～ 3 km以内**の区域 等

2 豚熱

- ① **野生動物**で陽性が確認された場合のまん延防止の章を新設するとともに、
野生動物対策として通行制限・遮断、移動制限区域の設定、消毒ポイントの設定を追加
- ② 関連事業者の責務を追加 等

3 アフリカ豚熱

関連事業者の責務を追加 ※既に**議員立法の内容を反映済み**

4 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

関連事業者の責務を追加 等

5 牛疫及び牛肺疫

引き続き、口蹄疫の防疫指針を準用